

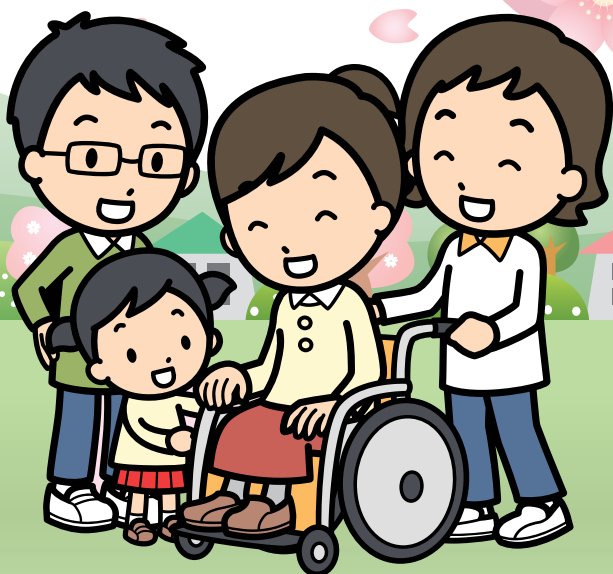
がいようばん
概要版

しょう しゃ なは障がい者プラン

だい じ な は ししょう しゃけいかく
第5次那覇市障がい者計画

だい き な は ししょう ふくしけいかく
第6期那覇市障がい福祉計画

だい き な は ししょう じ ふくしけいかく
第2期那覇市障がい児福祉計画



れい わ ねん がつ
令和3年3月
な は し
那 覇 市

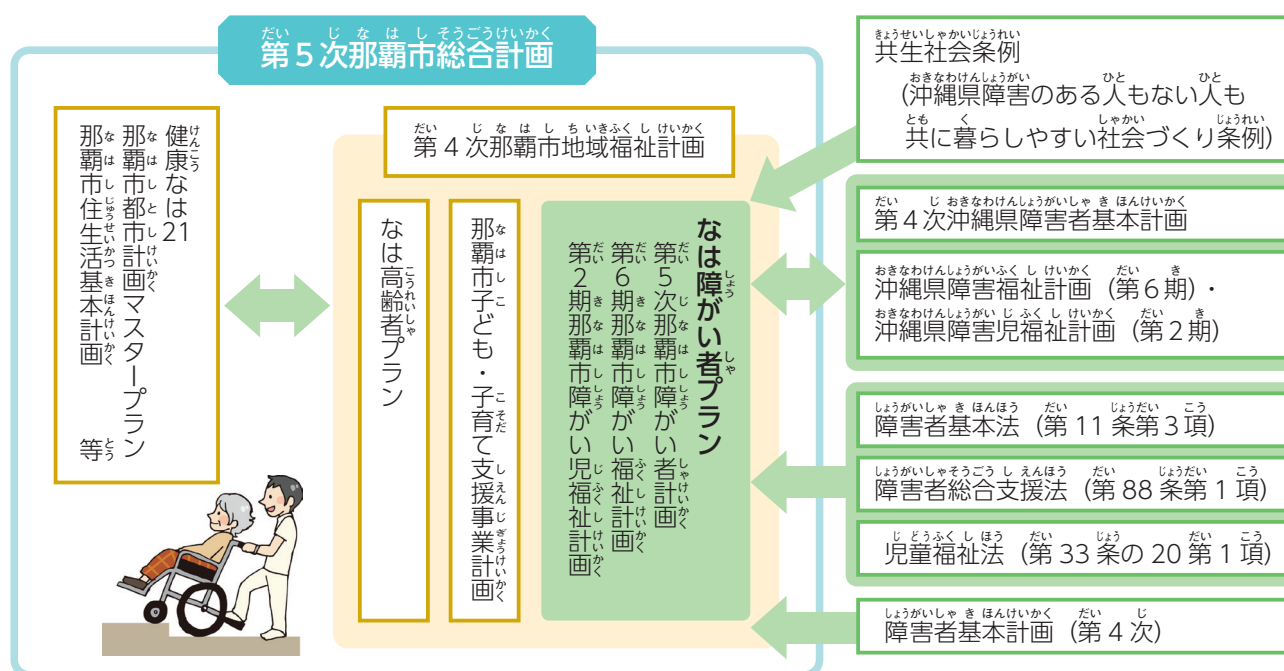
計画の性格と根拠

本計画は「那覇市障がい者計画」、「那覇市障がい福祉計画」、「那覇市障がい児福祉計画」から構成されます。
「那覇市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）です。

「那覇市障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、目標及び障害福祉サービスなどの見込み量について定めるものです。

「那覇市障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援などの提供体制の確保、円滑な実施に関する計画を定めるものです。

また、本計画は、「第5次那覇市総合計画」、「第4次那覇市地域福祉計画」を上位計画とし、障がい者福祉の視点から施策を推進する計画として位置づけ、関連計画である「なは高齢者プラン」、「なは子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、国・県の関連計画とも整合性と調和を図りながら策定しています。



計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

なお、「なは障がい者プラン」のうち「第5次那覇市障がい者計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間、「第6期那覇市障がい福祉計画・第2期那覇市障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし令和5年度中に見直します。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第5次那覇市総合計画（～令和9年度）								
	第4次那覇市地域福祉計画							
		なは障がい者プラン						
	第4次那覇市障がい者計画	第5次那覇市障がい者計画						
	第5期那覇市障がい福祉計画 第1期那覇市障がい児福祉計画	第6期那覇市障がい福祉計画 第2期那覇市障がい児福祉計画			第7期那覇市障がい福祉計画 第3期那覇市障がい児福祉計画			

けいかく たいしょう 計画の対象

本計画は、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病などがあるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象としていきます。
また、支援者や家族、地域なども含め、広く市民との協働のもと、計画の実現を図るものです。

きほんりねん 基本理念

本市における障がいのある人のためのまちづくりの目標は、障がいのある人が生まれた地域で育ち、学び、働き、暮らしていくことのできる社会の実現です。それは、障がいの有無にかかわらず、個々人が生涯を通して地域社会の中でごく普通に生活していくことができる社会であり、あらゆる市民が共に生きる社会です。
そのためには、障がいを理由とする差別や虐待のない社会の中で、障がいのある人もない人も等しく基本的な人権を享受するかけがえのない個人として尊重され、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して実施される必要があります。

また、乳幼児期の発達支援や保育・特別支援教育、就労支援、親なき後の暮らしの場など、ライフステージごとに必要とされる支援に適切に対応していくとともに、日常生活から災害時における要配慮者支援など、暮らしやすい社会の構築を進めていく必要があります。

こうした社会の実現に向け、障がいのある人もない人も、共に自らの能力を最大限発揮し、多様な個性が輝くまちをめざしていくものとします。

そのため、本プランにおける基本理念を、

障がいのある人もない人も、
共に輝き暮らしやすいまち、なはをめざして
うまんちゅとともに・うまんちゅのために・まじゅんちばらな

と定め、市民・地域社会・行政の共通目標としていきます。

〈うまんちゅとともに〉

市民にとって暮らしやすい社会とは、みんなが地域のなかで育ち、学び、働き、暮らしていくことのできる社会です。それは、障がいのある、なしにかかわらず、あらゆる市民がお互いを理解し、権利を尊重しながらともに支えあうしくみをもつ社会です。

〈うまんちゅのために〉

私たちは、新しい命が生まれるときから、事故や病気やあるいは老化などにより、障がいや身近な問題となる可能性があります。ですから、障がいのある人が、うまんちゅとともに普通に生きていく社会は、一部の人のための目標ではなく、ニーズのあるすべての市民のための目標なのです。

〈まじゅん ちばらな〉ーみんなでがんばろうー

そのためには、障がいのある、なしにかかわらず、お互いを認め合いながら、ありのままに受け入れることができる環境を、みんなで築くことが大切です。障がいのある人一人ひとりが、自分の意志でみんなとともに生き生きと生きることが最も大事なことです。障がいのある人のそういう生き方にふれる中で、地域の人々は互いに影響を受けながら、理解し尊重しあっていきます。それがあたりまえになる社会の実現に向けて、みんなですすんで行きましょう。

計画の基本的視点

- (1) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援
 - ・障がいのある人の施策の検討や評価にあたっては、当事者が決定の場などへ参加することにより、障がいのある人の視点を反映させるよう努めます。
 - ・障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、相談の実施などによる意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
 - ・社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていきます。
 - ・すべての人が同様に扱われるべき様々な場面において、機会平等の考え方が浸透し、分け隔てなく共通の機会が提供されるよう意識啓発と環境整備を促進します。
 - ・障害者差別解消法や「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」等に基づき、市民や地域社会の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
 - ・障がいのある人が、各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用などの各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。
 - ・支援にあたっては、障がいのある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点から立てて行われる必要があることに留意します。
 - ・複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度などとの必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していきます。
- (4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
 - ・障がいのある人の、障がい特性、障がいの状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、障がい者施策を実施します。
 - ・発達障がい、難病、高次脳機能障がい、内部障がい、盲ろう、重症心身障がい、その他の重複障がい等について、市民、地域社会の更なる理解促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。
- (5) 複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に対するきめ細かい支援
 - ・障がいのあることに加えて、女性や子ども、高齢などにより、より一層困難な状況に置かれた障がいのある人に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて、障がい者施策を実施します。
- (6) 総合的かつ計画的な取組の推進
 - ・障がいのある人が必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な役割分担のもと、緊密に連携し、障がい者施策を実施します。
 - ・障がいのある人の施策に関する他の施策・計画などとの整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標

「基本理念」の内容を実現するため、本計画の基本目標を以下の様に定めます。

- | | |
|--------|----------------------------|
| 基本目標 1 | 障がいのある人もない人も共に支え合う安心のまちづくり |
| 基本目標 2 | 障がいのある人の暮らしを支える基盤づくり |
| 基本目標 3 | 障がいのある人がいきいきと活躍できる環境づくり |



施策体系

基本理念

障がいのある人もない人も、共に輝き暮らしやすいまち、なはをめざして
うまんちゅとともに・うまんちゅのために・まじゅんちばらな

基本的視点

障がいのある人の
自己決定の尊重及
び意思決定の支援

社会のあらゆる場
面におけるアクセ
シビリティの向上

当事者本位の総合
的かつ分野横断的
な支援

障がい特性等に配
慮したきめ細かい
支援

複合的に困難な状
況に置かれた障が
いのある人に対す
るきめ細かい支援

総合的かつ計画的
な取組の推進

基本目標

施策の方向

具体的施策

基本目標 1
障がいのある人もない人も共
に支え合う安心のまちづくり

1 障がいのある人の権利擁護の推進

(1)障がいを理由とする差別の解消・虐待の防止
(2)成年後見制度等の利用支援

2 障がいのある人への理解の促進

(1)福祉教育・広報啓発活動の推進
(2)障がいのある人を支える地域づくりの推進

3 情報アクセシビリティの向上及び
意思疎通支援の充実

(1)情報アクセシビリティの向上
(2)情報提供の充実
(3)意思疎通支援の充実

4 防災、防犯等の推進

(1)防災・災害対策等の充実
(2)感染症対策の充実
(3)防犯対策の充実
(4)消費者保護対策の充実

5 人にやさしいまちづくりの推進

(1)福祉のまちづくり推進
(2)移動支援の充実

基本目標 2
障がいのある人の暮らしを支
える基盤づくり

1 保健・医療の推進

(1)障がいのある人に対する保健・医療サービス等の充実
(2)疾病等の予防と早期からの対応
(3)精神保健及び難病患者への支援の推進

2 療育と教育の充実

(1)療育・保育・幼児教室の充実
(2)インクルーシブ教育システムの推進

3 自立した生活の支援・意思決定支援の
推進

(1)相談体制・相談支援機能の充実
(2)障害福祉サービス等の充実
(3)障がいのある子どもに対する支援の充実
(4)地域生活支援事業関連のサービスの充実
(5)経済的援助の周知

4 地域移行の推進及び住まいの確保・充実

(1)地域移行に向けた支援の推進
(2)多様な住まいの確保・充実

基本目標 3
障がいのある人がいきいきと
活躍できる環境づくり

1 雇用・就業等の支援

(1)一般就労への移行支援・福祉的就労に対する支援
(2)雇用の促進

2 社会参加の促進

(1)スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動等の充実
(2)地域活動・社会貢献活動への参加促進

基本目標 1 障がいのある人もない人も共に支え合う安心のまちづくり

施策の方向 1 障がいのある人の権利擁護の推進

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、関係機関、障がい者団体などの様々な主体との連携を図りつつ、「障害者差別解消法」や「共生社会条例」の周知に向けた広報・啓発活動を推進します。

また、障がいのある人に対する虐待の防止に努めるとともに、「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」の周知、利用支援などを行い、障がいのある人の権利擁護のための取組を推進します。

施策の方向 2 障がいのある人への理解の促進

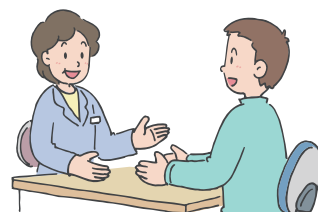
障がいのある人と障がいのない人が、お互いに、障がいの有無にとらわれ
ることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくノーマライゼーション
社会の実現のため、障壁となる市民の心のバリアを取り除き、障がいや障が
いのある人に対する理解を深めるための広報啓発活動や福祉教育の推進を図
るとともに、障がいのある人などを支えるボランティアの育成・協力体制の
構築を図ります。



施策の方向 3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい特性に配慮した情報
発信、障がい関連制度やサービスについての分かりやすい情報提供など、情
報アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上を推進します。

また、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うこと
ができるよう意思疎通支援を担う人材の育成・確保、支援機器の提供を通じ
て意思疎通支援の充実を図ります。



施策の方向 4 防災、防犯等の推進

災害時において障がいのある人などが安心して避難し必要な支援が受けられるよう、要配慮者避難支援
の充実を図るとともに、障がい特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、福祉避難所を含む避難所の確
保に取り組み、万一の場合の避難生活を不安なく過ごすことができるようにしていきます。

また、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症流行に適切に対処するた
め、県や保健所、医療関係機関と連携した支援体制の整備に努めます。

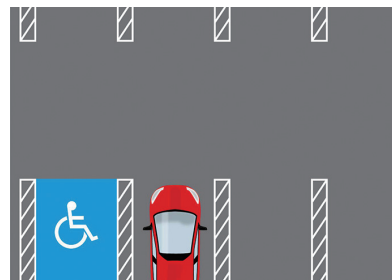
さらに、障がいのある人が地域で安心して生活を送るために、防犯対策や消費者
保護対策の充実にも努めます。



施策の方向5 人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が、それぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、建築物や道路、都市施設などのバリアフリー化を進めるとともに、全てのの人にやさしく使いやすいユニバーサルデザインの考え方も含めた、福祉のまちづくりの推進を図ります。

また、障がいのある人の行動範囲を広げ、積極的な社会参加を推進するため、交通・移動手段の整備を促進します。



基本目標2 障がいのある人の暮らしを支える基盤づくり

施策の方向1 保健・医療の推進

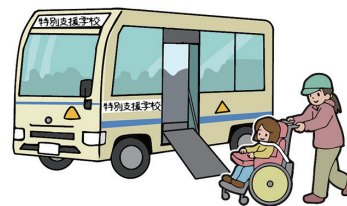
障がい者（児）の健康の保持・増進を図るとともに、疾病の予防と支援を必要とする障がいのある人への早期対応に向け、きめ細かな保健指導や各種健診の推進、生活習慣病予防対策の充実などを図ります。

また、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療の提供・支援を可能な限り地域において行えるよう、体制整備に努めます。さらに、地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組を推進します。

施策の方向2 療育と教育の充実

障がいのある子どもたちを早期に適切な療育につなげるため、成長段階に応じた療育支援を行います。

また、障がい児の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障がいの有無に関わらず、子どもたちが共に学び、個性を発揮できる環境を提供するため、特定教育・保育施設における受け入れ体制の充実を図るとともに、小・中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図るなど、インクルーシブ教育の推進を図ります。



施策の方向3 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がいのある人やその家族が抱える生活上の不安や問題の早期解決を促進するため、関係機関などと連携し、相談支援体制の充実を図ります。各種相談支援の実施にあたっては、障がいのある人の意思を尊重し、本人の立場で考えていくことを徹底していくものとし、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

また、障がいのある人の地域移行を推進し、障がいのある人が必要に応じて必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう、介護給付や地域生活支援事業などといった各種サービスの確保・充実、質の向上を図り、在宅生活・日中活動などを支援します。



施策の方向 4 地域移行の推進及び住まいの確保・充実

地域への移行に向けて各種支援を実施していくとともに、公営住宅の充実やグループホームの確保、民間賃貸住宅への入居支援、障がいのある人が暮らしやすい住宅に改善していくための支援など、安全に安心して生活できる住環境の整備に努めます。

基本目標 3 障がいのある人がいきいきと活躍できる環境づくり

施策の方向 1 雇用・就業等の支援

障がいのある人が収入と生きがいを得られるよう、就労移行支援をはじめ、就労に関する相談支援や訓練の場の整備・充実を図るなど、一貫した支援を行います。

また、安定した暮らしを支えるため、職場開拓などによる一般就労の推進を図るとともに、それぞれの特性に応じた就労の実現に向けて、多様な関係機関と連携し適切なマッチングがなされるよう支援します。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担軽減などにより障がいのある人の経済的自立を支援します。



施策の方向 2 社会参加の促進

障がいのある人が生きがいのある生活を確保するとともに、障がいのない人との関わりを持つことによって障がいや障がいのある人への理解と認識を深めるためにも、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションや文化活動の推進を図り、社会参加を促進します。また、障がい者団体への支援を行うなど、地域活動・社会貢献活動への参加促進を図ります。



なは障がい者プラン 概要版

第5次那覇市障がい者計画 第6期那覇市障がい福祉計画 第2期那覇市障がい児福祉計画

発行・編集

令和3年3月

那覇市 福祉部 障がい福祉課

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

TEL 098-862-3275